

東日本大震災に関するお知らせ



3月11日に発生しました「東日本大震災」により被災された東北、関東地方の皆様に対し、心からお見舞いを申し上げます。

石川町では、幸いにも人的被害は数名の軽傷者のみでありましたが、一部に道路の損壊があったほか、家屋においては半壊家屋2棟をはじめ、屋根瓦やブロック塀の損壊などが多数発生しており、被害に遭われた皆様のご心労の大きさを察しいたします。

町といたしましては地震直後から災害対策本部を設置し、24時間体制で被害調査や避難所の開設、ライフラインの復旧などに向けて全力で取り組んできたところでもあります。

さらに、浜通り地方の市町村から400名近い被災者を町総合体育館に受け入れたところではありますが、避難されてきた方のためにと、個人、団体を問わず多くの皆様から様々な形でご支援ご協力をいただき、深く感謝を申し上げます。

町民の皆様へ

石川町長 加納 武夫

原子力発電所事故による放射能の影響につきましては、国・県が健康への影響や農産物等への被害について調査を進めていますが、現在のところ、本町では屋外における放射線量や水道水への影響について危険性はないと判断されております。

しかし、農産物等を始め県内の産業全体が受けた影響は甚大であり、早急に生産者や消費者が安心できる対策を講じるよう強く要望しているところであります。

今回の事故は私たちの想像の域を超え、食料品・水・薬品をはじめガソリン・灯油といった燃料も行き渡らないなど生活関連物資の流通が滞っており、医療福祉分野やライフラインの確保なども含め住民生活に支障を来しているほか、町行事も中止や延期にせざるを得ない状況になっております。

町民の皆様におかれましては不自由な生活を強いられていることと思いますが、関係者の皆様の昼夜を問わないご尽力により、状況は徐々に回復に向かっ

ておりますので、デマや風評に惑わされることなく、常に冷静に行動していただき、互いの思いやりと支え合いによる生活を願います。

石川町に避難されているお子様の小中学校入学の受け入れについて

石川町の避難所（石川町総合体育館）以外に避難されている方々のうち、小中学校の年齢に該当するお子様の入学について相談を受け付けています。避難の長期化などにより石川町立小・中学校にお子様の入学を希望される方は、お早めにお問い合わせください。

- 震災に関するお問い合わせ先
石川町災害対策本部・・・Tel26-9122
- 水道水に関するお問い合わせ先
石川町水道事業所・・・Tel26-1502
- 農産物に関するお問い合わせ先
産業振興課・・・Tel26-9126

石川町の避難所以外に避難されている方へ

町では、今回の大震災で石川町内の親戚や知り合いの家庭などに避難されている方々について、住民情報の把握を行っています。避難されている方々の住所地市町村との連絡など行政事務の取り扱い上必要となりますので、該当される方は役場総務課までご連絡ください。

- 連絡先
総務課総務係 Tel 26-2111

東日本大震災 町内でも大きな被害 石川町は震度5強!!! 被害総額1億5千万円超

石川町の被害状況

区分		被害数
人的被害	死者	なし
	行方不明者	なし
	負傷者	軽傷者2名
物的被害	全壊	該当なし
	半壊	4棟（母畑、沢田、野木沢地区） 家屋損壊、土手崩れ
	一部損壊	649棟（町内全域） 屋根瓦損壊、壁破損
	公共建物	24棟 壁破損、天井一部落下、
	道路等	道路陥没等68か所 水道管破裂・漏水9か所
非住家被害	倉庫、物置等205棟	

平成23年3月11日（金）午後2時46分。三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の「平成23年東北地方太平洋沖地震」が発生し、東北・関東地方が地震と津波により大きな被害を受けました。

石川町は震度5強の揺れを観測し、道路の陥没、屋根瓦の損壊、壁の破損、天井の落下など施設や住宅の被害がありました。

また、この地震の影響により福島第一原子力発電所で事故が発生し、放射能が漏れ出したことから、影響を受ける恐れのある半径20km圏内に避難勧告が出され、発電所周辺の町村からたくさんの方が本町に避難してきました。

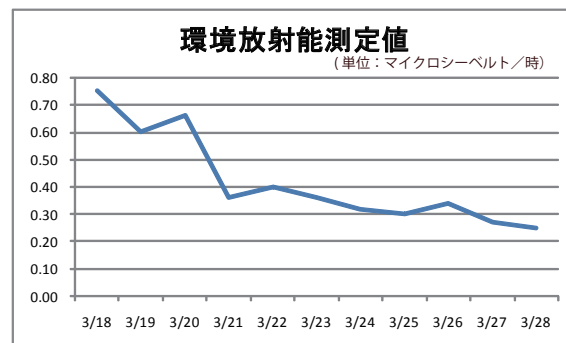
石川町の放射能測定結果 （単位：マイクロシーベルト/時）

測定日	測定回数	測定値
3/18	1回目	0.75
	2回目	0.70
3/19	1回目	0.60
	2回目	0.65
3/20	1回目	0.66
	2回目	0.53
3/21	1回目	0.36
	2回目	0.36
3/22	1回目	0.40
	2回目	0.38
3/23	1回目	0.36
	2回目	0.38
3/24	1回目	0.32
	2回目	0.30
3/25	1回目	0.30
	2回目	0.31
3/26	1回目	0.34
	2回目	0.28
3/27	1回目	0.27
	2回目	0.25
3/28	1回目	0.25
	2回目	0.22

今回の震災により事故が発生した福島第一原子力発電所から出されている放射能の値は、県において毎日役場本庁舎前で測定されています。

測定は3月18日から始められ、18日1回目の測定値は、0.75マイクロシーベルト/時でした。値はその後徐々に減少し、3月28日には0.22マイクロシーベルト/時に減りました。

放射能は普通に生活していても年間2,400マイクロシーベルトを浴びるといわれています。また、胃のX線集団検診を1回受けると600マイクロシーベルトの放射能を浴びるといわれており、現在の石川町の数値は、それらの数値を大幅に下回っており、数値は安全な範囲内です。



福島第一原子力発電所事故 石川町の放射能の状況は??

困だと考えられます。なお、測定結果は町ホームページに公開しております。

震災で避難されてきた方を受け入れていきます

町では、今回の震災により避難されてきた261名（3月28日現在）の方を受け入れていきます。避難者の受け入れは、3月12日夜に始まり、ピーク時には400人近くの方を受け入れられました。

今回の避難にあたり、多くの町民の皆さんから寝具、衣類、お米、野菜などの物資の提供をいただきました。避難されてきた方々も町民の皆さんのご好意に大変感謝しております。

町では、避難されてきた方の一時避難場所として雇用促進住宅を提供する準備を進めています。また、小中学校の就学年齢の児童生徒の入学については、町教育委員会で相談を受け付けています。



▲避難所の様子

石川町の水道水への放射能の影響は??

水道水環境放射能測定結果

測定結果 (単位: ベクレル/kg)				
	セシウム134	セシウム137	ヨウ素131	ヨウ素132
石川町上水道	8.5	検出せず	検出せず	14.0
沢田地区簡易水道	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず

(参考) 原子力安全委員会が定めた飲食物摂取制限に関する指標
 放射性ヨウ素・・・飲料水 300 ベクレル/kg
 放射性セシウム・・・飲料水 200 ベクレル/kg
 これらの指標値は、長期にわたり摂取し続けた場合の健康影響を考慮して設定したものです。

石川町の3月21日現在における上水道の分析結果は、放射性ヨウ素132及びセシウム134は、微量が検出されましたが、放射性ヨウ素131及びセシウム137は検出されませんでした。また、沢田地区簡易水道はすべて検出されませんでした。以上の結果から石川町の水道水は現状では心配ないと考えられます。

水道水への放射性物質の影響Q&A

(福島県保健福祉部食品生活衛生課「水道水への放射性物質の影響について」より)

Q 水道水から放射性物質が検出されていますが、安全ですか？

原子力安全委員会が定めた「飲食物摂取制限に関する指標」を超える放射性物質が含まれている水道水を一時的に摂取した場合であっても、直ちに健康に影響は生じないため、現状では、水道水を飲用していただいても問題ありません。なお、飲用以外の風呂、手洗い、洗濯等生活用水としては、指標値を超えた場合でも問題がありません。

Q 放射性物質が含まれる水を乳児に与えても大丈夫ですか？

使用している水道水から放射性ヨウ素が100ベクレル/kgを超えて検出された場合、乳児には、乳児用調製粉乳を市販のペットボトル水に溶かして飲ませる等、当該水道水の摂取を控えるようにしてください。

「飲食物摂取制限に関する指標」の数値は、長期にわたり摂取し続けた場合の健康影響を考慮して設定したものです。

Q 井戸水は安全ですか？

井戸水は、地表に降った雨が長い時間をかけて地中に浸透したものをくみ上げています。地中に浸透していく過程で放射性物質を含む塵(ちり)がろ過され、また、日数が経過するうちに放射性物質濃度が自然に減少し、放射性ヨウ素であれば8日間で半分になることから、一般的には、井戸水に含まれる放射性物質は少なく安全であると考えられます。

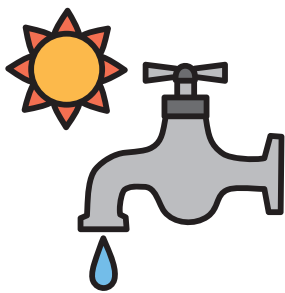
Q モニタリング検査は誰が実施しているのですか？

モニタリング検査は国が実施しています。県は、モニタリング検査を実施するよう国に要望し、採水地点を選定するために必要な情報を国に提供したり、国から得られた検査結果を市町村水道担当部局に提供したりしています。

Q 放射性物質はどこで検査しているのですか。一般の持込検査も受け付けていますか？

県内で放射性物質の検査が可能な機関は1箇所のみですが、水道水の他にも野菜や原乳等食品に含まれる放射性物質の検査も実施しているため、一般の検査は受け入れ不可能な状態にあります。

水道水のモニタリング検査は、千葉県にある検査機関で実施しています。こちらでも野菜や原乳等食品に含まれる放射性物質の検査も実施しているため、一般の検査は受け入れ不可能な状態にあります。



用語解説

◎放射能
 原子核が別の原子核に壊れて変化し、アルファ線、ベータ線、ガンマ線などの放射線を出す性質を放射能と言う。放射能をもっている物質を放射性物質と言い、その量をベクレル(Bq)で表す。

◎ベクレル(Bq)
 放射能の量を表す単位のこと。1ベクレルは、1秒間に1個の原子核が壊れ、放射線を放出している放射性物質の強さ、又は量を示す。

◎シーベルト(SV)
 人体が放射線を受けた時、その影響の度合いを測る物差しとして使われる単位。

◎放射性ヨウ素
 ウラン235の核分裂によってつくられる放射性物質。ヨウ素131の半減期(最初の数から半分になる期間)は8日。ヨウ素132の半減期は2時間30分。

◎セシウム
 ウランなどの核分裂によって生成する放射性物質。セシウム137の半減期は30年。セシウム134の半減期は2年。

【参考】
 ・文部科学省原子力安全課
 原子力防災ネットワーク(用語の説明)
 ・独立行政法人放射線医学総合研究所(放射線Q&A)

福島第一原子力発電所事故に伴う食品の摂取 及び出荷制限について

福島第一原子力発電所事故に伴う食品の摂取及び出荷制限が原子力災害対策本部長から県知事あてに指示がありました。(対象となる野菜は3月27日現在です。)

区分	品目	対象となる野菜	要請内容
野菜	非結球性葉菜類	ホウレンソウ、コマツナ、カキナ、あぶらな、ちぢれ菜、紅葉苔、くきたちな、カブ菜、信夫冬菜、山東菜、べかな、非結球はくさい、チンゲンサイ、パクチョイ、タアサイ、たかな、かつおな、からしな、みずな、たいさい、サラダ菜、サニーレタス、しゅんぎく、フダンソウ、なばな、さいしん、オータムポエム、かいらん、つぼみな、みずかけな、ケール、しろな、仙台雪菜、千宝菜、のざわな、べんり菜、山形みどりな、わさびな、サンチュ、プチヴェール、ウルイ、畑ワサビ、花ワサビ、クレソン、ルッコラ、ナズナ、アイスプラント、葉ダイコン、ふきのとう 等	摂取及び出荷の自粛
	結球性葉菜類	キャベツ、はくさい、結球レタス、芽キャベツ 等	摂取及び出荷の自粛
	アブラナ科花蕾類	ブロッコリー、カリフラワー、茎ブロッコリー 等	摂取及び出荷の自粛
	カブ	こかぶ、赤かぶ、聖護院かぶ 等	出荷の自粛
畜産物	原乳		出荷の自粛

- ①原発事故による野菜生産の損害については、原子力損害の賠償に関する法律により補償される可能性が高いことから、農家の皆様には、生産に関する記録等を書面にて確保していただくようお願いいたします。
- ②田畑の耕耘作業は、土壌表面の放射性物質を土中に拡散させることになりかねないため、とりあえずそのままの状態にしておいてください。水田の耕うんについても、可能な限り遅らせるようお願いいたします。

《野菜等の緊急モニタリング検査結果について》

種類	採取日時	測定結果 (カッコ内の数値は国の暫定規制値です)		
		ヨウ素131	セシウム134	セシウム137
キャベツ	H23. 3. 21	900 (2,000)	200 (500)	170 (500)
原乳	H23. 3. 22	22 (300)	検出せず	検出せず
ニラ	H23. 3. 24	150 (2,000)	検出せず	検出せず

- お問い合わせ先
産業振興課 ☎26-9126
J A あぶくま石川町農生活センター ☎26-8521

震災情報は「パソコン」や 「携帯電話」でご覧になれます!!

放射能の測定値、水道水の放射能の測定値、野菜等のモニタリング検査結果、教育、生活情報などを町ホームページで公表しています。

パソコンがなくてインターネットが出来ない方のために携帯電話を利用したインターネットでも確認できるようになっています。

《石川町ホームページアドレス》

<http://www.town.ishikawa.fukushima.jp>

《石川町ホームページアドレス (携帯用) 》

<http://www.town.ishikawa.fukushima.jp/mobile/>

震災の影響により中止する行事

月 日 行 事

- 4/1~3 東日本高校強化ハンドボール大会
 - 4/6~12 新入学園児の交通事故防止運動
「一戸一名一朝運動」
 - 4/10 福島県議会議員一般選挙 (延期)
 - 4/中旬~ 狂犬病予防接種 (延期)
 - 4/16 第3回石川桜ロードレース
 - 4/16~17 第25回石川桜まつり
 - 4/17 石川町消防団春季検閲式
 - 予防接種等の保健事業 (延期)
 - ・4/7 1歳6ヶ月児健診
 - ・4/1、4/5、4/6、麻しん風しん予防接種 (集団)
 - ・4/12ポリオ予防接種 (集団)
- ※後日個別に通知します。

軽自動車税の減免について

身体障がい等により減免を受けようとする方は、役場税務課で4月15日 (金) までに手続きしてください。

なお、軽自動車税の納期は5月2日 (月) です。

税務課課税係 ☎26-9118

【お詫び】

広報いしかわ4月号は、大震災の影響により印刷の対応が整わないことから簡易版での発行とさせていただきますので、ご了承願います。